毎週火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

	所管課（室）名
◎ 規　則	
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建　築　課
◎ 告　示	
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	福祉保健課
・生活保護法に基づく指定施術機関の変更	〃
・道路の区域変更	道路維持課
・道路の供用開始	〃
◎ 公　告	
・測量の実施（２件）	建設企画課
◎ 交通局公告	
・一般競争入札の参加者の資格等（２件）	総　務　課
・一般競争入札の実施（２件）	〃
◎ 有明海自動車航送船組合告示	
・有明海自動車航送船組合議会令和７年第２回定例会の招集	有明海自動車航送船組合

規　　則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年10月14日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県規則第47号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和46年長崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（法又は政令に基づく認定申請） 第28条の２　法第43条第２項第１号、法第44条第１項第３号、法第52条第６項第３号、法第55条第２項、法第57条第１項、法第68条第５項、法第68条の３第１項から第３項まで若しくは第７項、法第68条の４、法第68条の５の２、法第68条の５の５第１項若しくは第２項、法第68条の５の６、法第86条の６第２項、政令第131条の２第２項若しくは第３項、政令第137条の12第11項若しくは第12項又は政令第137条の16第２号の規定により知事の認定を受けよう	（法又は政令に基づく認定申請） 第28条の２　法第43条第２項第１号、法第44条第１項第３号、法第52条第６項第３号、法第55条第２項、法第57条第１項、法第68条第５項、法第68条の３第１項から第３項まで若しくは第７項、法第68条の４、法第68条の５の２、法第68条の５の５第１項若しくは第２項、法第68条の５の６、法第86条の６第２項、政令第131条の２第２項若しくは第３項、政令第137条の12第６項若しくは第７項又は政令第137条の16第２号の規定により知事の認定を受けよう

とする者（政令第131条の２第２項の規定による申請は事業施行者に限る。）は、認定申請書（省令別記第48号様式）、省令第１条の３第１項の表１の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書並びに理由書のほか次に定める図書を添えて正本及び副本２通（第１号の場合にあっては１通）を知事に提出しなければならない。 ⑴　法第43条第２項第１号及び政令第137条の12第11項の場合（同項の場合にあっては、ウ及びエを除く。） ア～カ　略 ⑵　法第44条第１項第３号及び政令第137条の12第12項の場合 ア～ウ　略 ⑶　略	とする者（政令第131条の２第２項の規定による申請は事業施行者に限る。）は、認定申請書（省令別記第48号様式）、省令第１条の３第１項の表１の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書並びに理由書のほか次に定める図書を添えて正本及び副本２通（第１号の場合にあっては１通）を知事に提出しなければならない。 ⑴　法第43条第２項第１号及び政令第137条の12第６項の場合（同項の場合にあっては、ウ及びエを除く。） ア～カ　略 ⑵　法第44条第１項第３号及び政令第137条の12第７項の場合 ア～ウ　略 ⑶　略

附　則

この規則は、令和７年11月１日から施行する。

告　　示

長崎県告示第502号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和７年10月14日

長崎県知事　大石　賢吾

（指　定）

業務の種類	指定施術機関名（指定施術者名）	施術者住所	開設施術所名称（施術所を開設している場合）	開設施術所所在地（施術所を開設している場合）	指定年月日
柔道整復	伊藤　俊介	長崎県雲仙市吾妻町大木場名13-１コスモスカーサ101			令和７年４月１日
はり・きゅう	矢藤　記康	長崎県佐世保市陣の内町869番地39アートインフェアリーハウスⅡ棟103号			令和７年４月１日
あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう	古瀬　常敏	長崎県佐世保市陣の内町869番地39アートインフェアリーハウスⅢ棟205号			令和７年４月１日
柔道整復	橋口　藤矢	長崎県北松浦郡佐々町中川原免６-17			令和７年９月26日
はり・きゅう・柔道整復	川﨑　佑紀	長崎県西彼杵郡長与町まなび野３-４-２イーストコート尾上501号			令和７年４月１日
あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう	佐藤　沙耶佳	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷630番地13			令和７年９月26日

長崎県告示第503号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和７年10月14日

長崎県知事　大石　賢吾

（変　更）

区分	業務の種類	指定施術機関名（施術者氏名）	施術者住所	施術所名称（施術所を開設している場合）	施術所所在地（施術所を開設している場合）	変更年月日
旧	柔道整復	廣田　淳	長崎県雲仙市愛野町甲377	愛野ひろた整骨院	長崎県雲仙市愛野町甲3808-３	令和７年４月１日
新			長崎県雲仙市愛野町甲395-10		長崎県雲仙市愛野町甲395-10	

長崎県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和７年10月14日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類　一般県道
路　線　名　北野千々石線
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　考
雲仙市小浜町富津字南向平4143番１地先から官公有無番地先（雲仙市小浜町富津字南向平4063番）まで	前	5.0～12.7	69.8	
	後	5.0～25.0	69.8	

長崎県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和７年10月14日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 鹿見港線	対馬市上県町鹿見字大段820番14地先から 対馬市上県町鹿見字大段821番11地先まで	令和７年10月14日

公　　告

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第１項の規定により、長崎県五島振興局上五島支所長から公共測量（３級基準点測量、ＵＡＶレーザ測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和７年10月14日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地　　域	期　　間
南松浦郡新上五島町有川郷	令和７年９月17日から 令和８年３月25日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第１項の規定により、佐世保市長から公共測量（空中写真撮影）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和７年10月14日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地　　域	期　　間
佐世保市（市街化区域内）	令和７年11月１日から 令和８年３月27日まで

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和７年10月14日

長崎県交通局長　太田　彰幸

１　調達する物品の名称及び予定数量

軽油（長崎地区）　696キロリットル

２　競争入札に参加することができない者

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

⑶　競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者

⑷　営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

⑸　原則として１年以上の営業実績を有しない者

⑹　当該軽油を確実に納入できない者

⑺　この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

⑻　この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

３　競争入札参加者の資格及び審査

⑴　２の⑴から⑻までに該当する者は、１の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。

⑵　競争入札参加者の資格は、令第167条の５第１項に定める要件に基づき、⑶に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に

必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び⑶審査事項のカのみを審査する。

⑶　審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、４の⑵の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

ア　純資産の額　前事業年度及び前々事業年度の純資産の額

イ　従業員数　基準日の前日現在の従業員数

ウ　営業年数　基準日の前日までの営業年数

エ　損益状況　前事業年度及び前々事業年度の損益状況

オ　財務比率　前事業年度末日現在における次に掲げる各比率

(ｱ)　売上高当期利益率

(ｲ)　固定長期適合率

(ｳ)　流動比率

カ　当該軽油を確実に納入しうること（供給証明書及び様式第４号から様式第６号まで）。

４　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

⑴　申請の時期

この告示の日から令和７年11月19日まで（県の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

⑵　申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から⑸に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

⑶　申請書の提出方法

ア　申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第１号）に次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。

(ｱ)　誓約書

(ｲ)　委任状

(ｳ)　印鑑届（様式第３号）

(ｴ)　当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第４号から様式第６号まで）

(ｵ)　県からの資格審査結果通知書の写し

イ　申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第２号）に次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。

(ｱ)　誓約書

(ｲ)　財務関係明細書

(ｳ)　営業概要書

(ｴ)　委任状

(ｵ)　法人にあっては登記簿謄本

(ｶ)　個人にあっては次のａ及びｂ

ａ　本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

ｂ　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ｷ)　県税に関し未納がないことを証する証明書

(ｸ)　消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

(ｹ)　営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

(ｺ)　印鑑届（様式第３号）

(ｻ)　当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第４号から様式第６号まで）

(ｼ)　直近の決算書の写し

⑷　申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

⑸　申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850－0043　長崎市八千代町３－１

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095－822－5141

５　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第７号）により通知（郵送）する。

６　資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

７　資格の取消等

⑴　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑴又は⑻に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

⑵　競争入札参加者の資格を有する者が、２の⑵に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

⑶　資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和７年10月14日

長崎県交通局長　太田　彰幸

１　調達する物品の名称及び予定数量

軽油（県央地区）　402キロリットル

２　競争入札に参加することができない者

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

⑶　競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者

⑷　営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

⑸　原則として１年以上の営業実績を有しない者

⑹　当該軽油を確実に納入できない者

⑺　この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

⑻　この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

３　競争入札参加者の資格及び審査

⑴　２の⑴から⑻までに該当する者は、１の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。

⑵　競争入札参加者の資格は、令第167条の５第１項に定める要件に基づき、⑶に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び⑶審査事項のカのみを審査する。

⑶　審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、４の⑵の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

ア　純資産の額　前事業年度及び前々事業年度の純資産の額

イ　従業員数　基準日の前日現在の従業員数

ウ　営業年数　基準日の前日までの営業年数

エ　損益状況　前事業年度及び前々事業年度の損益状況

オ　財務比率　前事業年度末日現在における次に掲げる各比率

(ｱ)　売上高当期利益率

(ｲ)　固定長期適合率

(ｳ)　流動比率

カ　当該軽油を確実に納入しうること（供給証明書及び様式第４号から様式第６号まで）。

４　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

⑴　申請の時期

この告示の日から令和７年11月19日まで（県の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

⑵　申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から⑸に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

⑶　申請書の提出方法

ア　申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第１号）に次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。

(ｱ)　誓約書

(ｲ)　委任状

(ｳ)　印鑑届（様式第３号）

(ｴ)　当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第４号から様式第６号まで）

(ｵ)　県からの資格審査結果通知書の写し

イ　申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第２号）に次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。

(ｱ)　誓約書

(ｲ)　財務関係明細書

(ｳ)　営業概要書

(ｴ)　委任状

(ｵ)　法人にあっては登記簿謄本

(ｶ)　個人にあっては次のａ及びｂ

ａ　本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

ｂ　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ｷ)　県税に関し未納がないことを証する証明書

(ｸ)　消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

(ｹ)　営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

(ｺ)　印鑑届（様式第３号）

(ｻ)　当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第４号から様式第６号まで）

(ｼ)　直近の決算書の写し

⑷　申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

⑸　申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850－0043　長崎市八千代町３－１
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
（電話）095－822－5141

5　資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第７号）により通知（郵送）する。

6　資格の有効期間
この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7　資格の取消等
⑴　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑴又は⑻に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
⑵　競争入札参加者の資格を有する者が、２の⑵に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
⑶　資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。
令和７年10月14日

長崎県交通局長　太田　彰幸

1　競争入札に付する事項
⑴　購入物品名及び数量
軽油（長崎地区）　696キロリットル
⑵　購入物品の特質等
入札説明書による
⑶　納入期間
令和７年12月１日から令和８年２月28日まで
⑷　納入場所
ア　長崎営業所（長崎市八千代町３－１）
イ　東長崎営業所（長崎市平間町411－１）
ウ　長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721－２）
⑸　入札の方法
入札は、１キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2　入札参加資格
⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。
⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
⑶　軽油調達に関する令和７年10月14日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和７年10月14日付け長崎県公報第11457号搭載）に定める資格を得ていること。
⑷　この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

⑸　この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

３　入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合わせ先

（住所）〒850－0043　長崎市八千代町３－１

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095－822－5141

（提出期限）令和７年11月19日

４　入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

⑴　２の入札参加資格を有する者であること。

⑵　当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。

⑶　当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

５　当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒850－0043　長崎市八千代町３－１

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095－822－5141

６　契約条項を示す場所

５の部局とする。

７　入札説明書の交付方法

（期間）令和７年10月14日から令和７年11月19日（県の休日を除く。）

（場所）５の部局とする。

８　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

９　入札書の提出場所及び受領期限等

（提出場所）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（受領期限）令和７年11月25日　午後５時00分

（提出方法）直接又は郵送（郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。）で行うこと。

10　入札の場所及び日時等

（場所）長崎県交通局本局３階 第２研修室

（日時）令和７年11月26日　午前10時00分

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に５の部局に確認すること。

11　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）に予定数量を乗じて得た額の100分の５以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア　交通局を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の５以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を２件以上締結した場合、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２件以上締結し、その内容を証明するもの（２件以上）を提出する場合

⑵　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付する

こと。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア　交通局を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を２件以上締結した場合、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

12　入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13　入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、⑴から⑻までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

⑵　入札者が法令の規定に違反したとき。

⑶　入札者が連合して入札をしたとき。

⑷　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

⑸　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

⑹　入札書が所定の日時までに到達しないとき。

⑺　指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑻　長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑼　所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

⑽　入札者又はその代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

⑾　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

⑿　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

⒀　入札書の首標金額が訂正されているとき。

⒁　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14　落札者の決定方法

⑴　長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。

⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15　その他

⑴　契約書の作成を要する。

⑵　この調達契約は、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

⑶　調達手続の停止等

この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

⑷　その他、詳細は入札説明書による。

16　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil　696KL

⑵　Delivery period
From December 1st, 2025, to February 28, 2026

⑶　Delivery place
a)　Nagasaki Office　　Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
b)　Higasinagasaki Office　　Nagasaki City, Hirama-machi, 411-1
c)　Nagayo Office　　Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2

⑷　Time-limit for tender
No later than November 25, 2025

⑸　Date and time for the opening of tender:
10:00 Novembar 26, 2025

⑹　Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和７年10月14日

長崎県交通局長　太田　彰幸

１　競争入札に付する事項

⑴　購入物品名及び数量
軽油（県央地区）　402キロリットル

⑵　購入物品の特質等
入札説明書による

⑶　納入期間
令和７年12月１日から令和８年２月28日まで

⑷　納入場所
ア　諫早営業所（諫早市貝津町1492－１）
イ　大村営業所（大村市松山町489－13）

⑸　入札の方法
入札は、１キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑶　軽油調達に関する令和７年10月14日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和７年10月14日付け

長崎県公報第11457号搭載）に定める資格を得ていること。

⑷　この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

⑸　この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

３　入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合わせ先

（住所）〒850－0043　長崎市八千代町３－１

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095－822－5141

（提出期限）令和７年11月19日

４　入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

⑴　２の入札参加資格を有する者であること。

⑵　当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。

⑶　当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

５　当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒850－0043　長崎市八千代町３－１

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095－822－5141

６　契約条項を示す場所

５の部局とする。

７　入札説明書の交付方法

（期間）令和７年10月14日から令和７年11月19日（県の休日を除く。）

（場所）５の部局とする。

８　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

９　入札書の提出場所及び受領期限等

（提出場所）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（受領期限）令和７年11月25日　午後５時00分

（提出方法）直接又は郵送（郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。）で行うこと。

10　入札の場所及び日時等

（場所）長崎県交通局本局３階 第２研修室

（日時）令和７年11月26日　午前10時30分

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に５の部局に確認すること。

11　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）に予定数量を乗じて得た額の100分の５以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア　交通局を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の５以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を２件以上締結した場合、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２件以上締結し、その内容を証明するもの（２

件以上)を提出する場合

⑵　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア　交通局を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を２件以上締結した場合、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

12　入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13　入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、⑴から⑻までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

⑵　入札者が法令の規定に違反したとき。

⑶　入札者が連合して入札をしたとき。

⑷　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

⑸　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

⑹　入札書が所定の日時までに到達しないとき。

⑺　指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑻　長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑼　所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

⑽　入札者又はその代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

⑾　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

⑿　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

⒀　入札書の首標金額が訂正されているとき。

⒁　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14　落札者の決定方法

⑴　長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。

⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15　その他

⑴　契約書の作成を要する。

⑵　この調達契約は、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

⑶　調達手続の停止等

この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

⑷　その他、詳細は入札説明書による。

16　Summary

(1)　Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil　402KL

(2)　Delivery period
From December 1st, 2025, to February 28, 2026

(3)　Delivery place
a)　Isahaya Office　　Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
b)　Omura Office　　Omura City, Matsuyama-machi, 489-13

(4)　Time-limit for tender
No later than November 25, 2025

(5)　Date and time for the opening of tender:
10:30 November 26, 2025

(6)　Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

有明海自動車航送船組合告示

有明海自動車航送船組合告示第３号

有明海自動車航送船組合議会令和７年第２回定例会を令和７年10月23日午後１時玉名市に招集する。

令和７年10月14日

有明海自動車航送船組合
管理者　栗林　堅一郎

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四
印刷所　長崎市樺島町八番十二号　株式会社クイックプリント
印刷人　寺田宏弥